

介護予防訪問介護相当サービス重要事項説明書

＜ 2025年6月1日 現在＞

1. 緑風苑ホームヘルプサービスが提供するサービスについての相談窓口

(相談受付時間) 午前8時00分から午後5時00分まで

(電話番号) 048-578-7257

(担当) 平賀・横須賀・青田

苦情等の窓口

①苦情受付箱…介護老人福祉施設緑風苑正面入口横に設置しております。

②第三者委員…当事者への苦情受付窓口として、次の第三者2名を設置しております。

・府川 吉延 (森経理事務所代表社員 048-554-1331)

・高橋 秀雄 (元行田市役所職員 048-559-2014)

③行田市高齢者福祉課 048-556-111

羽生市高齢介護課 048-561-1121

④埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係相談窓口

〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合1704 国保会館

電話 048-824-2568

2. 緑風苑ホームヘルプサービスの概要

事業所名称 緑風苑ホームヘルプサービス

所在地 埼玉県行田市佐間2-2-18

介護保険指定番号 訪問介護 (埼玉県1173700079号)

通常の事業の実施地域 行田市・羽生市

(1) 職員体制

	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	1	0	1	サービス管理全般
サービス提供責任者	2	1	3	生活上の相談等(兼務含む)
介護従事者	5	8	13	日常介護業務等(責任者含む)
内; 介護福祉士	5	7	12	〃
内; 1級・2級・実務者	0	1	1	〃

(2) サービス提供時間… 年中無休・24時間

3. サービス内容

食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭等

買い物・調理・掃除・洗濯等日常生活上の支援を行います。

※サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画(ケアプラン)において、

以下の支給区分が位置付けられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。それを踏まえ、介護予防訪問介護相当サービス計画（以下、予防訪問介護において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回以上

生活援助サービスについて

- ・介護予防訪問介護相当サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。
- ・そのため、前述の生活援助サービスは、例えばご利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

4. 利用料金

（1）介護保険からの給付サービスを利用する場合の自己負担は、原則として基本料金の1割、2割若しくは3割です。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用料金は、全額自己負担となります。

尚、利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護相当サービス計画に定められた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日より多かった場合でも、日割での割引や増額はありません。

行田市・羽生市 支給区分	I(おおむね週1回)	II(おおむね週2回)	III(おおむね週3回以上)
利用料金 (介護報酬総額)	12,253 円	24,476 円	38,835 円
利用者負担額 (1割)	1,226 円	2,448 円	3,884 円
利用者負担額 (2割)	2,451 円	4,896 円	7,767 円
利用者負担額 (3割)	3,676 円	7,343 円	11,651 円
名称等			加算・減算割合
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する 建物の利用者、又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合			90/100へ減算

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 13.7% を加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 6.3% を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 2.4% を加算

・地域区分別 1 単位の単価（行田市・羽生市：10.42 円/単位あたり）

＜交通費について＞・・・無料

月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用をしたり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割計算は行いません。

- ① 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ② 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ③ 同一保険者管内での転居等により、サービス事業所を変更した場合
- ④ 介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護を利用した場合

※月途中で要支援度が変更となった場合には、日割計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

※新規に利用を開始される際（又は 2 ヶ月以上ご利用がない場合の再開時）、その初回若しくはその初回月にサービス提供責任者がサービスの提供若しくは同行を行います。その場合、初回加算は行田市・羽生市の場合 2,084 円（自己負担金 209 円）、本庄市の場合、2000 円（自己負担金 200 円）が追加されます。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦サービスの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、保険給付金相当分の払い戻しを受けることができます。

＜支払方法＞

毎回、原則 10 日までに前月分の請求書を交付します。その請求書を請求書交付月の 15 日（土・日・祝日の場合は翌営業日）、ご指定頂いたゆうちょ銀行口座振替によりお支払いいただきます。（残高不足の際は同月 25 日に再度振替）

尚、ゆうちょ銀行口座振替にかかる手数料 10 円のご負担が必要となります。

お支払い頂きますと領収書を発行します。

（※ゆうちょ銀行口座振替以外の支払方法については、別途ご相談下さい。）

＜サービスの中止＞

利用者のご都合でサービスを中止する場合、前日までに事業者にご連絡ください。（利用者の容体の急変や他のサービス利用など、緊急やむを得ない事情がある場合は当日でも可）

5. サービスの利用の留意点

- ヘルパーは医療行為や年金等の金銭の取扱いできませんのでご了承下さい。
(買い物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です。)
- 契約内容以外のサービスは、即日よりの対応はできませんのでご了承下さい。
- ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

6. 第三者評価

- 当事業所において未実施です。